

### 第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。  
 ※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、保育理念、基本方針を明文化しています。 保護者には入園時配布の「入園のしおり」等で説明を行い、地域へは川崎市のホームページや園のパンフレットに掲載して周知を図っています。 職員に対しては職員会議や書面等で周知させています。職員会議や園長と職員との個人面談等で意見を聞き取り計画的に見直す機会を設け、社会状況等保育のニーズが反映できるように改定を行っています。施設の運営方針及びその内容等を踏まえてサービス提供についてマニュアル等の作成を行っています。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 全国や市の社会福祉協議会や保育士会、行政関連機関内で毎日送られる庁内便や電話連絡による情報提供などにより、社会福祉、保育に関する社会的な動向を把握しています。 同施設内にある川崎区保育・子育て総合支援センターとして実施している地域の利用者アンケートを共有し、地域像や地域における施設のニーズ、潜在的利用者の把握、分析を行っています。 コスト分析は運営主体である川崎市が管理しています。		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント>		

川崎区保育・子育て総合支援センターでアンケートにより地域の親子のニーズの把握を基にした子育て支援計画を職員と共に計画実施、検証を行っています。  
地域の公立園の代表施設長会議に参加し、保育所ニーズ・公立保育所として行うべき課題を明確にして、園の事業に繋げています。地域の民間保育園に対し研修等も行っていきます。  
職員の体制の確保、人材育成における課題について園長が把握すると共に川崎区の担当課長と共有して人材育成に努めています。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
<b>【4】</b>	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園の運営方針は「川崎市総合計画第2期実行計画」、「川崎市行財政改革2期プログラム」等に基づき、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等児童福祉施設関係の施策に沿って計画を策定しています。</p> <p>区のセンター園として、児童及び保護者の状況や、地域特性、保育ニーズ等に的確に対応するために、単年度の具体的な目標を設定して全職員に周知を図り、運営方針の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>市の専門職員会議で課題が明確化し中長期計画に反映されていますが、個別事情が異なるため、本園独自の中長期計画策定が期待されます。</p>		
<b>【5】</b>	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市が目指す、新たな公立保育所の機能の強化とその具現化に向けて、当園が“先駆的な保育所機能”と“子育てに関する専門的支援・地域人材の育成や情報発信等の地域子育て支援機能”とが一体となった保育と子育ての拠点となる、川崎区保育・子育て総合支援センターとして、取り組みを進めています。</p> <p>市の中長期計画を踏まえて作成した、単年度の「全体的は計画」を基に、行事・園内外係・職員会議・民間連携等に細分化されたロードマップや、「年間保育指導計画」を作成して、計画に沿った実践に繋げています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
<b>【6】</b>	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

「年間保育指導計画」は四半期ごとに自己評価を行い、会議で討議・改善が行われています。年度末には期中の評価内容について共通認識のもと、次年度の策定を行っています。事業・行事計画は全職員に「ロードマップ」として配布されており、年間計画として実行しています。期中に各担当が評価・見直しを行い、会議等で職員全員に周知がなされ、職員室で自由に閲覧できるようにして、把握・理解を促す取り組みをしています。

【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
-----	-------------------------------------	---

<コメント>  
 年度当初に保育説明会を開催し、年度の「全体的な計画」や各種年間計画等を記載した「大島保育園のしおり」を配布して、事業計画や保育計画を説明しています。今年度はコロナ禍で開催ができなかったため、各クラスに写真等を使用した掲示を行うと共に、「大島保育園のしおり」を配布しました。例年、年2回実施している懇談会の初回で、具体的な計画の説明を行っていますが、今年度は開催できなかったため、クラスごとに計画内容を書面で配布しました。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
--	---------

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
-----	---	---

<コメント>  
 日々の保育については、「全体的な計画」や「年間保育指導計画」等の指導計画に沿って「週日指導計画」等を作成し、保育を実施して、自己評価やエピソード記録、会議等で組織的・計画的に振り返りと確認を行い、問題点を改善して保育の質の向上に繋げており、PDCAサイクルに基づき、保育内容を“見える化”しています。また、定期的に第三者評価を受審して、組織的・計画的な取り組みが行われています。

【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
-----	--	---

<コメント>

前年度の園の自己評価について、改善・充実に向けた検討を行い、課題について全職員で改善策を考え、今年度の取り組み案として改善計画を立てています。  
 検討した課題・改善案については文書化して、職員間で共有されています。  
 保育内容については、園の自己評価に加えて、今年度は新たに個人の自己評価チェック表を作成し、年度末にチェックを行い、評価結果を検討して、園としての自己評価を行う取り組みをしています。  
 また、今年度はコロナ禍での課題もあり、改善計画の見直しを随時行っています。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 施設長の職務等については職務分担表に明記されています。 川崎市公立保育所運営指導方針、大島保育園運営規程に基づき、運営についての方針と取組を大島保育園運営方針に明記し、年度初めの職員会議等で職員に対し表明し周知しています。 保護者に対しては4月の園だよりに園長としての役割の表明、苦情解決の責任者であることを明示しています。有事における園長の役割は自衛消防隊編成表や各マニュアルに明記されており、園長不在時には園長補佐が権限を委任されるものとしています。		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 施設長は、川崎市「保育の質ガイドブック」や「川崎市保育士人材育成のための手引き」に記載されている国及び川崎市関係法令、条例のほか、保育・福祉に限らず、川崎市の公務員として遵守すべき法律についても、正しく理解して職員に周知を図ることができるよう、積極的に研修や会議に参加しています。 園内研修や公開保育の場で、「保育の質ガイドブック」を利用することで、参加者に“大島保育園の保育”と各種法令とを関連付けて、参加者に伝えていきます。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		

施設長は、自己評価と人事評価を含めた年4回以上の職員との面談、保護者アンケート等により保育の質等を評価・分析をしています。評価・分析から抽出された課題を事業計画に反映し保育の質の向上に取り組んでいます。  
 公立保育所運営指導方針に保育の質の向上について「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の機能を強化し川崎市としての質の向上に向けて取り組むことも明示しています。園担当者計画による園内研修、川崎区等が開催する研修の周知や受講の推進、外部研修の情報の周知等を行っています。

【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
------	--	---

<コメント>  
 運営主体の川崎市が実施している人事評価制度を実施しています。  
 園長との面談により職員個々の目標から組織としての目標を設定し定期的に達成状況を確認しています。面談において職員に対し事業の目標の設定のアドバイスや目標達成について進捗状況の把握、能力評価を実施し、職員ひとりひとりの能力や技術等を把握してクラス配置を行っています。

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
------	--	---

<コメント>  
 正規職員以外の必要な人材確保は、川崎市のホームページ等で募集を行っています。  
 川崎市の職員採用計画に基づき、職員の採用、職員配置、異動等が行われています。異動については、各自で申告書を提出し、それぞれの意向を確認しています。  
 川崎市による研修計画に沿って、課題別研修・階層別研修を行い、計画的な人材育成がされています。また、外部研修の情報も周知し、希望者には研修参加を推奨しています。

【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
------	----------------------------	---

<コメント>

「川崎市保育士人材育成のための手引書」に“求められる能力”が階層別に明示されています。保育士は、公立保育園共通のキャリアシートに、職歴やこれまで学んだスキルを記入し、毎年個人の目標を設定、育成担当者の面談により目標達成状況や振り返りを行っています。面談等により職員が自ら自分の将来の姿を具体的に描くことができるようアドバイスしています。「川崎市人材育成基本方針」には、職員の果たすべき役割・求められる力・基本的な役割と標準職務遂行能力についての記載があり、職員に周知しています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
------	--	---

<コメント>

園長は、日々の勤務・休暇や時間外勤務等就業状況について、確認・把握しています。年3回の個別面談、日頃の声掛け等で相談しやすい環境作りに努めています。毎週水曜日をノー残業デーに設定して職員に周知を図り、年に4回ワークライフバランスデー(仕事と生活の調和について考える機会)を実施しています。年1回の健康診断受診で健康管理を行い、産業医による園訪問(面談)も実施しています。悩みや相談については川崎市「職員健康相談室」等、職員が相談しやすい機関や窓口を周知して、心身の健康のケアに努めています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
------	------------------------------------	---

<コメント>

能力・実績に基づく人事管理の実現、職員の主体的な職務遂行や能力開発の促進、効果的な人材育成の推進を目的とし、人事評価制度を取り入れています。組織の目標を明確にし、その達成にむけて職員ひとりひとりが主体的に個人の目標を設定し職務に取り組む体制としています。人事評価シートには水準や期限も表記され、園長との目標設定面談、中間フォロー面談、評価面談を行うことで目標達成度を確認し、課題抽出や次の目標設定を行っています。

【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
------	--	---

<コメント>

川崎市子ども未来局作成の「川崎市保育の質ガイドブック」に保育のあるべき姿や組織体制、考え方等が明示されています。それに基づき課題別研修・階層別研修等年間研修事業計画を立てて実施することにより、市の専門職としての職員の質の向上を図っています。園独自でも園の課題についての園内研修を実施しています。研修に参加した職員は研修報告を提出するとともに、研修で得た知識・技術・情報を職員会議等で園にフィードバックし、園全体の質の向上を図っています。

【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>キャリアシートには職員の知識・技術水準・専門資格等が記載され把握しています。新任職員や経験年数の浅い職員に対しては担当職員を決めOJTを実施しています。同じ川崎市保育園の中でも園ごとに地域性や保育方法等に違いがあるため、異動者に対してもOJTを行っています。</p> <p>年間研修事業計画による階層や課題別・専門職人材育成研修等を実施しており、川崎市としてのキャリアに合わせた階層別研修も行っています。</p> <p>外部研修についても運営方針に記載し参加を推奨しており、コロナ禍で動画配信等を利用した研修を受講しています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>大学や専門学校の実習生のほか、看護師の実習・子育て支援員・インターンシップや体験学習等は、川崎市こども未来局保育事業部運営管理課運営支援担当が窓口になっています。「川崎区公営保育所の受け入れについて」(実習生・体験学習、インターンシップ・保育ボランティア・体験保育)に基づき指導を行っています。</p> <p>実習受け入れ前には事前の説明等を行い、実習期間中にも学校側と連携を取り実習内容や実習生についての情報を共有しながら進めています。実習指導者に対しては指導の知識や技術向上のための研修受講を行っています。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市のホームページで園の保育方針や職員配置、行事計画、園だより、健康だより、給食だより等の情報を公開しています。第三者評価の結果も公表しています。</p> <p>苦情・相談の体制、外部の相談窓口について重要事項説明書や園内の掲示板に明示し周知しています。</p> <p>同建物内にある地域子育て支援センターや川崎区保育・子育て総合支援センターに、保育の様子や園の取組みを掲載した「園のお便り」の掲示や配布を行い、町内掲示板に保育・子育て総合センターだよりを掲示して、近隣住民へ園での取組みを周知しています。</p>		
【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント>		

「職員情報システム」に記載された事務や経理等に関するルールに基づき、権限や責任が明確にされ職員に周知されています。  
 年1回、川崎市子ども未来局監査担当による監査が実施されています。監査の結果や指摘事項については職員に周知し、職員会議等で職員の意見も踏まえ改善策を検討し実施しています。公立保育園という性質上、外部の専門家や専門機関による助言や財務等に関するチェックを受けていませんが、内部監査体制が整備されています。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> 公立保育園の中でもセンター園の役割として、地域の子育て支援事業を行うことや保育施設の研修施設であること、子育てボランティアや潜在保育士の体験や育成の場であることを文書化しています。 様々な社会資源や地域の情報については園の掲示板を利用し保護者等に対し情報を提供しています。 地域の子育て世帯や民生委員、主任児童委員、町会の方と交流を行っています。外国につながる家庭で日本語が通じない家庭の面談に通訳ボランティアを活用するなど、保護者のニーズに合わせた支援の体制が整っています。		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> 川崎区園長補佐会議の中で作成している「川崎区公営保育所の受け入れについて」ボランティアの受け入れ姿勢を明文化し、園長補佐を中心に受け入れ対応しています。ボランティア養成研修の受け入れに伴いボランティアのしおりを作成し、受け入れの面談時等に活用しています。子育て支援や次世代育成支援対策の目的から小、中、高校生の受け入れも行っています。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>		



同施設内の川崎区保育・子育て総合支援センターと地域子育て支援センター等と連携や、民間保育所等との交流を図り、必要な情報を収集して、提供・関係機関を紹介できる体制をとっています。定期的にスタッフ会議や連携会議を行い円滑な連携ができるようにしています。川崎区の地域みまもり支援センター内の、入所の窓口となる児童家庭課や保健師・心理職や児童相談所とも情報を共有して必要に応じて対応しています。園長が要保護児童対策地域協議会の実務担当者会議に出席し、関係機関との連携を行うための体制を構築しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
------	--	---

<コメント>  
川崎区公営保育所地域担当者会議、公立保育園の中でのセンター園としてランチ園との会議、公立保育園、民間保育園との保育園地域支援担当者連携会議に参加しています。また、同施設内の川崎区保育・子育て総合支援センターや地域子育て支援センター近隣の公民保育所、川崎市こども家庭センター(児童相談所)、川崎区役所地域みまもり支援センター、教育文化会館(プラザ田島)との連携により地域の子育て世帯のニーズを把握し、今後の事業に向けての検討を園内の地域支援担当者による会議にて検討し進めています。

【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
------	--	---

<コメント>  
年間地域子育て支援計画を作成し、上記機関との連携による子育て支援事業の実施を行う予定でしたが、コロナ禍のため来園での事業に替え、子育て世帯向けホームページやYouTube等を活用した情報発信や電話相談、ベビーカーのまま施設内に入らず利用できるドライブスルー方式での本の貸出しを行っています。  
地域子育て支援センターが同じ施設内にある利点を活かし、同センターと連携し子育て支援事業を多角的に実施しています。  
昨年度から開始している一時預かり保育事業、近隣保育所への園庭開放も実施しています。

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>		

子どもを尊重した保育の実施については、「大島保育園業務のしおり」に児童憲章・全国保育士会倫理要綱を掲載し、いつでも確認できるようにしています。  
「川崎市子どもの権利条例」等に基づいた、“子どもの権利が保障され、子どもたちが生き生きと育ち、自分も他人も大切にできる”ことを懇談会で取り上げ、保護者に説明して、理解を図る取り組みを行っています。  
職員が作成した「大島保育園虐待防止ノート」を活用して、子どもたちの状況に目を向ける保育ができていのかどうかを確認するために、園内研修を行っています。

【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
------	---------------------------------------	---

<コメント>  
「全国保育士会倫理綱領」・「重要事項説明書」にプライバシー保護について明記されており、全ての職員が、子どものプライバシー保護に取り組む姿勢・責務を理解して保育にあたっています。  
身体測定時やシャワーを浴びる際には、目隠しカーテンを設置して近隣からの視界を遮る工夫をして、プライバシーに配慮した保育を行っています。  
プライバシー保護に関するチェック表はありますが、明文化されたマニュアルがないため、着替え等のプライバシーの配慮が必要な場合のマニュアルの整備が望まれます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
------	--	---

<コメント>  
見学者には、保育理念や目標、保育の特徴等を明記した「施設概要」の配布を行っています。  
今年度はコロナ禍で園見学ができないため、ホームページに見学者向けの園紹介を掲載して、園の目標や大事にしていること、アピールポイントや園内外の写真を用意して、園の雰囲気や伝わるように工夫をしています。QRコード入りのお知らせを園の掲示板に載せて、園紹介が見られるようにしています。  
入園に関する質問は電話で受け付けており、医療的ケア児等、配慮が必要と思われるケースに関しては、個別に丁寧な対応を心掛けています。

【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
------	--	---

<コメント>  
入園の際に重要事項説明書等で保育園の概要を説明し、同意書を収受しています。保育園での生活やルールその他、必要な持ち物等はイラストを記載し、保護者には見本を見せて、理解しやすい工夫をしています。  
進級する際の持ち物の変更や場所、保育の方法の変更等は懇談会やクラスだよりで丁寧に説明しています。  
配慮が必要な保護者に対しては、対応職員を固定化して関係を構築することを心掛けています。  
外国につながる家庭の保護者には市の通訳・翻訳支援を活用していますが、今後、組織として即時対応可能な準備検討が期待されます。

【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市内の認可保育所内においては、入転園時に児童の「保育の継続性」が配慮されるように、保護者の同意を得て入園前健康診断・健康管理委員会審議結果を申し送りしています。また、園同士で十分な連携を図るようにしています。</p> <p>児童票は小学校卒業まで保存しており、必要に応じて園児の担任や園長による継続的なフォローができるようにしています。</p> <p>今年度は、コロナ禍で休校になったことで卒園児が不安になるという相談を受けた事例がありました。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>幼児の場合、子どもたちと一緒に一日の振り返りを行い、言葉や表情から、子どもたちの満足を把握するように努めています。</p> <p>保護者参加行事後のアンケートから行事に関する満足度を調査して、職員間で分析・検討を行い次年度での改善に繋げています。</p> <p>保護者とは、個人面談・懇談会を定期的に行い、保護者会には園長・園長補佐も出席して、利用者満足度の把握や、意見・要望を把握する機会を設けています。集約した意見・感想等は個別対応して児童票に綴じる他、園だより等を通じてフィードバックしています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「川崎市保育園苦情解決要綱」に基づき、責任者・担当者他、第三者委員を設置して園の苦情解決の流れに沿って対応しています。</p> <p>苦情解決の仕組みについては、重要事項説明に明記し、玄関にも掲示して、保護者への周知を図っています。</p> <p>頂いた意見に関しては速やかに検討し対応を行っています。現在のところ、第三者委員が調整を図るような大きな苦情に繋がるケースはありません。</p>		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

玄関に意見箱を設置して、保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している他、保育説明会等で、発達相談支援コーディネーターなど担任・園長以外にも、いつでも相談に応じることを伝えています。面談室を用意してスペースの確保を行っています。  
また、今年度は、気軽な気持ちで相談してもらうための取り組みとして、各クラスの座談会を企画していましたが、コロナ禍で実施ができず、「コーディネーターだより」を通じて悩みや感想を提出とアドバイスを行う、紙面意見交換を実施しています。

【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
------	---	---

<コメント>  
保護者の目に留まりやすい場所に意見箱を設置しており、アンケートの実施や懇談会等の意見を聞く機会を設けて、発達相談支援コーディネーター等の複数の専門職員が、いつでも相談に応じることをアピールしています。  
また、日頃から、積極的に保護者とのコミュニケーションを取ることを心掛けており、必要に応じて迅速に面談を設けたり、必要と思われる機関に繋いだり、適切な対応を行っています。  
相談や意見の対応は組織図を利用していますが、専用の対応マニュアルの作成が望まれます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
------	---	---

<コメント>  
「健康管理マニュアル」に対応手順が明記され、事故発生時は園長・看護師に報告して対応していますが、リスクマネジメント体制が明文化されていません。  
“アクションカード”を取り入れ、緊急時に誰もが効率よく対応できるようにしています。  
「事故発生報告書」や「ヒヤリハット検証記録」を作成しており、月末に看護師が集計しています。  
事故に関しては原因・対応・改善策を検証して職員全員に周知し、再発防止に努めています。  
看護師による救急法や“アクションカード”の研修を実施し、定期的に評価・見直しを行っています。

【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
------	--	---

<コメント>  
「健康管理マニュアル」を基に体制が整備され、感染症発生時はクラス別保育に切り替え、室内や遊具の消毒実施など、園児と職員の健康状況を観察し、体調不良時は速やかに対応しています。手洗い・消毒の励行・マスク着用換気を心掛けて、保護者向けに感染症に関する情報を玄関に掲示して注意喚起を行い、「保健だより」でも情報を提供しています。コロナ禍のため、PCR検査実施状況も把握しています。  
区役所衛生課や園医とも情報共有を行う他、サーベランスの実施や、近隣の感染状況の把握に努め、嘔吐処理の研修を実施しています。

【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「震災対応に関するマニュアル」に基づき、防災組織図、年間避難訓練計画の作成、職員の役割分担、職員の連絡体制、非常持ち出し・備蓄品の保管等防災体制の確立を行っています。地震・火災・風水害など様々な災害を想定しており、毎月、避難訓練の他、消防署と連携した訓練や、地域の親子との連携訓練も行っています。避難訓練と共に安全点検を行い非常持ち出しの点検も行っています。</p> <p>園独自の「家庭用防災マニュアル」を作成して、職員と各家庭とに配布し、災害が起きた時の対応や引き取りの方法を明示しています。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市「保育の質ガイドブック」に保育士としてあるべき姿や考え方、子どもの権利に関する姿勢が示されています。</p> <p>「全体的な計画」を基に各クラス年間計画を立て、「業務のしおり」に標準的な保育の実施方法を明示し、子どもの尊重、プライバシー保護等適切に保育を行っています。</p> <p>「業務のしおり」は、年1度、保育士の意見を取り入れて見直しています。</p> <p>日々の保育の中で保育士自らの保育をエピソードとして記入し自己評価をし、会議の中で意見交換を行うことで互いの学びとし、画一的にならない保育を目指しています。</p>		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月の自己評価、年度の自己評価を行い保育の実践や内容の検証により基本的には年に1度「全体的な計画」の内容を見直しています。</p> <p>週や月の自己評価の中で省察を活かしながら翌週、翌月の計画を立てています。月の指導計画の作成担当者は担任保育士ですが、自己評価を検証する中で、他の職員からも意見を聞き、次月の指導計画に反映させています。</p> <p>現在今年度改定された厚生労働省の自己評価ガイドラインに沿って、プロジェクトを組み、保護者の意見が反映される自己評価の進め方を検討しています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

指導計画策定にあたっては、担任保育士を中心に栄養士、看護師(必要に応じ)等全職種が参画して作成しています。  
 職員会議で食事(離乳食からの移行等)やトイレや午睡等の生活習慣、人間関係、身体状況等の発達を目安とし年間指導計画に沿いその月のねらいを定め、毎月ねらいの達成度や保育実践を振り返るため自己評価を行い、評価内容は職員間で共有しています。  
 児童票には、保護者との面談記録、保護者支援についても記載し指導計画に反映させています。

【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
------	----------------------------------	---

<コメント>  
 年間指導計画・月指導計画は年度・月末に評価・見直しを行っています。  
 週日指導計画はその時期のねらいを定め、保育内容や活動内容、それに伴う配慮等を決めています。見直しは担任保育士を中心に情報共有や話し合いを重ね、翌週の計画に繋げています。  
 年度末には年間計画の評価反省、見直し、全体的な計画の見直しを行っています。  
 配慮の必要な子どもなど、緊急に変更が必要な場合には保護者と面談を行い、会議を実施し職員間でも共有しています。  
 全職員で園の自己評価を行い、保護者の意向は迅速に対応する体制が整っています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
------	--	---

<コメント>  
 川崎市公立保育園共通の「個別指導計画」・「保育記録」等の様式を用いて、保育に関する記録を行い、職員会議等で共有しています。  
 公立保育園で構成する作業部会で検討して記録様式の改善を図っています。  
 週日指導計画・日誌の様式改定をPDCAサイクルに即した内容とし、作業部会で作成している「書き方マニュアル」を活用しています。  
 情報の共有は組織図に基づき、情報が全職員に届くような組織編成を行っています。全体会議のほか、乳児会議、幼児会議、一時預かり保育会議等を定期的に開催し、検討や情報共有を行っています。

【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
------	----------------------------------	---

<コメント>  
 川崎市「個人情報保護条例」に規定され、園の運営方針等に則り、園長を責任者として台帳を用いた管理を行っていますが、各種管理を複数チェック体制にすることが望まれます。  
 児童票等個人情報に関わる帳票は施錠付きロッカーに保管しています。職場内での会話でも、個人が特定できるような内容には気を付け、個人情報の漏洩にも十分注意しています。  
 会計年度任用職員を含む全職員に対して年1回以上の研修を行っています。  
 保護者には重要事項説明書で説明を行い、個人情報・写真の取り扱いについて同意書を収受しています。